

『茨城県中学生向け環境学習プログラム
～みんなで作ろう！持続可能な茨城～』
活用のための指導資料

平成31年(2019年)1月
茨城県



目次

1. 『茨城県中学生向け環境学習プログラム』の位置づけ	3
2. 基本的な考え方	3
① 分野横断的	3
② 身近なところから世界へ	3
③ 持続可能な開発のための教育（E S D）	3
④ 持続可能な開発目標（S D G s）	4
⑤ 主体的・対話的で深い学び	4
3. キーワード.....	5
4. 授業案（3時限分）	5
5. 環境学習実施の協力者、協力団体	6
① 茨城県環境アドバイザー	6
② 環境に関する市民活動団体	7
ふりかえりシート.....	8
学んだことを行動に移すためのワークシート	9
5ページの「食べものが届くまでと食べ終わった後」の相関関係	11
7ページのS D G sの表「あなたができること」の例	12
資料編.....	13
参考文献一覧	15
「持続可能な社会づくり」の構成概念（例）	16
学習指導要領との関連性.....	18
茨城県内中学校における環境教育実態調査報告書	31

1. 『茨城県中学生向け環境学習プログラム』の位置づけ

『茨城県中学生向け環境学習プログラム ～みんなでつくろう！持続可能な茨城～』（以下、本プログラム）は、茨城県内の中学生が、環境について理解し、地域における環境に関する課題などについて考えるきっかけとするためのプログラムです。平成 30 年度に茨城県 県民

生活環境部 環境政策課の事業で作成されました。作成にあたっては、茨城県中学生向け環境教育プログラム検討会が設置され、資料編（p.12）にある委員の多大なるご協力をいただきました。

2. 基本的な考え方

① 分野横断的

現代社会の課題は、非常に分野横断的です。以下に見る SDGs や ESD の考え方の前提には、持続可能な社会づくりのためには、環境にだけ取り組むのではなく、併せて社会と経済の 2 つの要素も考えなければならぬとされています。

そのため、本プログラムは環境学習を念頭に置いたものではありませんが、「食」を切り口に、環境問題から派生する様々な社会課題を取り上げており、非常に学際的となっています。後述のように、学習指導要領と照らし合わせて

も、社会、理科、技術・家庭といった環境学習に直接的に関わる教科だけではなく、美術、保健体育といった一見関わりそうにない教科と重なる部分があります。このような教科の縦割りを排した分野横断的アプローチは、今後様々な教育現場で求められると考えられます。

そのため、大変ではありますが、各教科の指導教員同士で上手に役割分担をしながら、本プログラムをご活用いただくことをお勧めします。

② 身近なところから世界へ

以下に見る SDGs や、地球温暖化などの地球規模の環境課題を前にすると、具体的に自分は何を取り組めば良いかわからなくなります。このプログラムでは、まずは中学生が自分の身の回りの課題に気づき、小さなアクションを起こし、それが世界規模の課題とつながっていると認識

させる流れとしています。一番身近な食を皮切りに、地域の農林水産業や自然の恵みを学び、それが環境課題につながっているところから始まります。ページ後半に進むにつれ、地球規模の課題に徐々に進むかたちとなっています。

③ 持続可能な開発のための教育(ESD)

平成 14 年（2002 年）に国連を通じて、日本が中心となって発信した持続可能な社会づくりの担い手

を育む教育（**E**ducation for **S**ustainable **D**evelopment）のことです。グローバルな社会課題

に対し、身近なところから解決に向けて取り組むことで、新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動を指します。本プログラムも、この考え方や手法をふんだんに取り入れています。

その実施にあたっては、資料編（p.15～16）にあ

るとおり「多様性、相互性、有限性、公平性、連携性、責任性」といった要素を意識し、「批判的に考える力、未来像を予測して計画を立てる力、多面的、総合的に考える力、コミュニケーションを行う力、他者と協力する態度、つながりを尊重する態度、進んで参加する態度」を重視、伸ばすこととされています。^(注1) ぜひこれらのポイントを念頭に置いて指導にあってください。

④ 持続可能な開発目標(SDGs)

本パンフレットの 7 ページにあるように、SDGs とは 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことを指します。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 の

ターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとなります。

これらの目標を達成するための教育として、上記の ESD が位置付けられています。

⑤ 主体的・対話的で深い学び

平成 33 年度（2021 年度）から、中学校で全面实施される新学習指導要領に取り入れられた「主体的・対話的で深い学び」（いわゆるアクティブ・ラーニング）^(注2) に、本プログラムは対応するようになっています。アクティブ・ラーニングの考え方が生まれる前にあった ESD が、そもそも参加型、体験型、地域学習を志向していましたので、本プログラムもアクティブ・ラーニングに対応するかたちとなっています。

一方的に知識を与えるのではなく、生徒自らがインターネットなどを活用して主体的に情報を入手し、地域

住民などと交流しながら体験し、グループワークなどで生徒同士で学び合い、議論し、学んだことを発信し、行動を起こすことが本プログラムでも期待されています。

それゆえ、教員も全て情報を仕入れて教えるというのではなく、生徒と一緒に学び合うというスタンスが必要です。大事なものは知識の伝授ではなく、「なぜ？」、「どうやって？」、「それはどういうこと？」、「他には？」といった深く考えさせる問いを投げかけて、対話を促進させるファシリテーターの役割や、生徒の学びをフォローする役割です。小さな一歩でも、行動を起こそうとする生徒の姿

^(注1) [国立教育政策研究所 教育課程研究センター（平成 24 年 3 月）『学校における持続可能な発展のための教育（ESD）に関する研究〔最終報告書〕』](#)

^(注2) [中央教育審議会（平成 24 年 8 月）『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）』](#)では、以下のようにアクティブ・ラーニングを定義しています。

「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」

勢や自発性、意欲を尊重し、積極的にほめてください。

ただ、当然のことながら、様々な教科との兼ね合いで十分な授業時間が確保できないことが予想されます。後述するように、本プログラムはいくつかの問いを

設けていますが、全てをこなさなければならないというものではありません。短い授業時間でも本プログラムを活用できるよう、授業案を提示しています。学校の実態に応じて、柔軟に本プログラムをご活用いただきたいと思います。

3. キーワード

本プログラムで頻出する用語やキーワードを、ページごとに並べてみました。非常に包括的、網羅的、学際的であることがうかがえます。

授業でも、一面だけ切り取って教えるのではなく、様々な課題や要素が複雑に絡み合って現代社会が構成されていることに触れてください。

ページ番号	キーワード
全体を通して	環境、自然、持続可能、食、エネルギー、地球温暖化、生産、流通、加工、つながり、グローバル
2～3	農林水産業、少子高齢化、マイクロプラスチック、耕作放棄地
4～5	循環
4	里山、生物、動植物、絶滅危惧種、二酸化炭素、光合成、生態系、相互依存、生物多様性
5	資源、ゴミ、食品ロス、3R、もったいない
6	輸入、自給率、フードマイレージ、バーチャルウォーター、水不足、地産地消、旬、食材
7	国際連合、包摂

4. 授業案(3時限分)

整理番号	日	分	内容	進め方	該当ページ	ねらい
1	初日 1週間前		予習	<ul style="list-style-type: none"> ● 本プログラムを事前配布。 ● 「持続可能」とはどのようなことか考えてくるように促す。 	全ページ	限られた授業時間を有効活用するため、事前に本プログラムに目を通すことで、レクチャーの時間を短縮する。
2	初日	5	オリエンテーション	授業の目的、進め方を共有する。	2～3	
3		10	ミニ・レクチャー：「茨城の豊かな自然と、その恵み」、「茨城の自然や農林水産業の課題」	本プログラムに書かれたポイントを共有。		
4		10	グループワーク：「茨城の良いところを挙げてみよう」	茨城の自然やその恵みに関して、良いところを4人一組のグループで話し合う。		

整理番号	日	分	内容	進め方	該当ページ	ねらい
5		20	全体共有	それぞれのグループの意見を、板書しながら共有する。		
6		5	まとめ			
7		10	休憩			
8		20	レクチャー：「自然界の命の循環と、食べもののゆくえ」		4～5	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然界の循環と、食品ロスなど人間社会のゴミ問題を対比させる。 ● 食べものの命を無駄にしてはいけないということを伝える。 ● 生産者や料理してくれた人への感謝の気持ちを感じてもらう。
9		5	感想共有	感じたことを、隣同士で話し合う。		
10		15	レクチャー：「私たちの生活と世界のつながり」		6	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段の食事を例に、私たちの生活と世界のつながりを学ぶ。 ● 見えないものを見ようとする「心の目」を養うようにする。
11		5	感じたことを隣同士で話し合う	感じたことを、隣同士で話し合う。		
12		5	まとめ			
13			復習	「ふりかえりシート」(p.8) に記入する。		文章表現が苦手な生徒は、絵など他の方法で表現する。
14		5	オリエンテーション	授業の目的、進め方を共有する。		
15		10	初日のふりかえり	ふりかえりシートに書かれた意見の一部を全体で共有する。	2～6	
16		10	レクチャー：「持続可能性とは何だろう」	SDGs の 17 のゴールのうち、1 つに絞って持続可能性を考える。	7	
17	2日目	10	グループワーク：「自分たちができることは何だろう」	これまでの授業を受けて、4人1組のグループ内で、自分たちができることを話し合う。		何かしらの活動と関連するため、SDGs にこだわり過ぎる必要はない。取り組みやすい活動は何かを考える。
18		10	全体共有	グループ内で出されたアイデアを共有する。時間の都合上、一部のグループのみ紹介する。		
19		5	まとめ			
20			復習	「ふりかえりシート」(p.8) に記入する。		

※ 授業時間を増やす場合、図書館やインターネットなどでの調べ学習や、「学んだことを行動に移すためのワークシート」(p.9) を使ったグループワークの時間を増やすなどしてください。

5. 環境学習実施の協力者、協力団体

① 茨城県環境アドバイザー

学校や公民館の環境講座、自治会や住民団体などが実施する環境学習会・観察会などに、同アドバイザーを講師と

して派遣することにより、環境保全に関する知識の普及を図るなど、地域での環境学習活動を推進することを目的としています。同アドバイザーに対する諸謝金は、茨城県が支給します。詳細は以下のページをご覧ください。

< www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/kankyo/ad-kankyo-adviser.html >

<対象となる講演会・学習会等>

- 環境保全（地球環境、水環境）
- 自然環境（観察会を含む）
- 地球環境（ごみとリサイクル、省エネルギー・省資源）
- 生活環境（環境と健康）
- 環境教育（環境史、ワークショップ）

② 環境に関する市民活動団体

茨城県霞ヶ浦環境科学センターが運営する「市民団体データベース」

< <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/shimin-dantai/index.html> >

※ その他環境関連 NPO 法人などに関して、本プログラム作成事務局として関わった、以下の団体にお問い合わせください。

認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ

〒310-0031 茨城県水戸市大工町 1-2-3 トモスみとビル 4 階 みとしんビジネスセンター C-1

電話：029-300-4321

FAX：029-291-8991

eメール：info@npocommons.org ウェブサイト：www.npocommons.org

ふりかえりシート

年 組 氏名：

1. 今日学んだことのポイントを、まとめてみよう。

2. 気づいたこと、感じたことは何でしょう？

3. もっと知りたいと思ったことはありますか？それは何ですか？

4. 学んだ課題に対して、自分が何かできそうだと感じたことはありますか？それは何ですか？

※ 上記の質問に対し、文字で表現するのが難しいと感じたら、絵など別な方法で表現してください。

学んだことを行動に移すためのワークシート

年 組 氏名：

太字は優先的に取り組みましょう。

1. 調べたことをまとめよう！

2. なぜその問題は起きているのでしょうか？

3. 気づいたこと、感じたことは何でしょう？

4. その問題と関連して、自分の住んでいるまちが、どのようなまちだと良いと思いますか？

5. 調べたことと関係している地域の大人にインタビューをしてみましょう！調べた結果をまとめ、その方たちを授業に招待して、発表しましょう！

6. 自分たちにできることは何でしょう？

7. 地域の大人たちと一緒にできることは何でしょう？

8. アイディアを同級生同士で話し合い、その結果をまとめましょう！

9. 出てきたアイディアに優先順位をつけて、試しにどれかやってみましょう！その結果をまとめましょう！

10. 出たアイディアや実践したこと、その成果をまとめて、地域に発表・発信しましょう！

5ページの「食べものが届くまでと食べ終わった後」の相関関係

7ページのSDGsの表「あなたができること」の例

	ゴール	あなたが できること		ゴール	あなたが できること
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	まず貧困の実態を知りましょう。		各国内及び各国間の不平等を是正する。	様々な文化に触れ、海外のことに興味を持ちましょう。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	買い物に行く前に、冷蔵庫をのぞいてみましょう。		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	避難所やハザードマップを確認しましょう。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩ける距離は歩きましょう。 ● バスや電車で席を譲りましょう。 		持続可能な生産消費形態を確保する。	ものを大切に使いましょう。
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	図書館に行ってみましょう。		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	ゴミをなるべく減らしましょう。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	男女平等の意味を考えてみましょう。		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海や川のごみを拾いましょう。
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	蛇口はこまめに閉めましょう。		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	植物を育てましょう。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	電源はこまめに切りましょう。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	いじめを見たら、声を上げましょう。
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	上手に働き、しっかり休みましょう。		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	地域の活動に参加しましょう。
	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	なるべく公共交通機関を利用しましょう。			

資料編

「茨城県中学生向け環境教育プログラム検討会」委員名簿及び開催概要

役職名	分野	所 属			氏 名
		団体名	部署名	役職名	
委員長	行政	茨城県	県民生活環境部 自然環境課 生物多様性センター	センター長	山根 爽一
委員	教育	茨城大学	教育学部	准教授	郡司 晴元
		茨城県教育庁	学校教育部 義務教育課	主査	作間 忍
	市民			茨城県環境アドバイザー	中村 恵美子
	市民	NPO 環～WA		代表	大和 文子
事務局	団体	認定 NPO 法人 茨城 NPO センター・コモンズ		事務局長・いばらき未来基金事務局担当	大野 覚

回	日 時	会 場	内 容
第 1 回	平成 30 年 10 月 9 日 (火) 午後 2 時～4 時半	茨城県庁 12 階 県民生活環境部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 検討会要項の審議 ● 検討会委員長の選任 ● 県内外における環境教育の実施状況の共有と協議 ● 中学生向け環境教育プログラムのテーマの審議 ● 中学生向け環境教育プログラムの内容の方向性に関する協議
第 2 回	平成 30 年 11 月 22 日 (木) 午前 9 時 30 分～12 時	茨城県庁 21 階 共用会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県中学生向け環境教育プログラム案の協議 ● プログラム標題の協議 ● 副読本案の協議
第 3 回	平成 30 年 12 月 27 日 (木) 午後 1 時半～4 時	茨城県庁 12 階	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県中学生向け環境教育プログラム案の協議
第 4 回	平成 31 年 1 月 28 日 (月) 午前 10 時～12 時	茨城県庁 12 階 県民生活環境部会議室	<ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県中学生向け環境教育プログラム案の審議 ● 同プログラムの活用方法の協議 ● 指導資料案の協議

参考文献一覧

発行者	発行年月	参考文献名	ネット閲覧
レイチェル・カーソン	1962年	沈黙の春	
セヴァン カリス=スズキ	2003年7月	あなたが世界を変える日—12歳の少女が環境サミットで語った伝説のスピーチ	
ワンガリ・マータイ	2005年6月	モッタイナイで地球は緑になる	
スギヤマカナヨ	2008年5月	山に木を植えました	
池田香代子	2008年10月	世界がもし100人の村だったら 総集編	
日高敏隆	2013年1月	世界を、こんなふうに見てごらん	
水野倫之	2012年2月	世の中への扉 日本一わかりやすいエネルギー問題の教科書	
外務省、日本ユニセフ協会	2018年9月	私たちがつくる持続可能な世界 ～SDGsをナビにして～	
環境省		環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書	
		ESDって何だろう？	
文部科学省国際統括官付 日本ユネスコ国内委員会	2018年5月改訂 2016年3月初版	ESD（持続可能な開発のための教育）推進の手引	可能
茨城県		環境白書	
第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）実行委員会事務局		第17回世界湖沼会議公式サイト	
ラムサール条約登録湿地ひぬまの会		ラムサール条約登録湿地 涸沼	

「持続可能な社会づくり」の構成概念(例)^(注3)

人を取り巻く環境 (自然・文化・社会・経済など) に関する概念	I 多様性	<p>自然・文化・社会・経済は、起源・性質・状態などが異なる多種多様な事物(ものごと)から成り立ち、それらの中では多種多様な現象(出来事)が起きていること。</p> <p>自然・文化・社会・経済は、それぞれの形成過程で様々な様相を見せ、多種多様な事物・現象が存在している。そうした生態学的・文化的・社会的・経済的な多様性を尊重するとともに、自然・文化・社会・経済にかかわる事物・現象を多面的に見たり考えたりすることが大切である。</p> <p>例) ◆生物は、色、形、大きさなどに違いがあること ◆それぞれの地域には、地形や気象などに特色があること ◆体に必要な栄養素には、いろいろな種類があること</p>
	II 相互性	<p>自然・文化・社会・経済は、互いに働き掛け合い、それらの中では物質やエネルギーが移動・循環したり、情報が伝達・流通したりしていること。</p> <p>自然・文化・社会・経済は、それぞれが互いに働き掛けあうシステムであり、それらの中では物質やエネルギー等が移動・消費されたり循環したりしている。人は、そうしたシステムとのつながりを持ち、さらにその中で人と人が互いにかかわり合っていることを認識することが大切である。</p> <p>例) ◆生物は、その周辺の環境とかわかって生きていること ◆電気は、光、音、熱などに変えることができること ◆食料の中には外国から輸入しているものがあること</p>
	III 有限性	<p>自然・文化・社会・経済は、有限の環境要因や資源(物質やエネルギー)に支えられながら、不可逆的に変化していること。</p> <p>自然・文化・社会・経済を成り立たせている環境要因や資源(物質やエネルギー)は有限である。こうした有限の物質やエネルギーを将来世代のために有効に使用していくことが求められる。また、有限の資源に支えられている社会の発展には限界があることを認識することも大切である。</p> <p>例) ◆物が水に溶ける量には限度があること ◆土地は、火山の噴火や地震によって変化すること ◆物や金銭の計画的な使い方を考えること</p>
人(集団・地域・社会・国など)の意思や行動に関する概念	IV 公平性	<p>持続可能な社会は、基本的な権利の保障や自然等からの恩恵の享受などが、地域や世代を渡って公平・公正・平等であることを基盤にしていること。</p> <p>持続可能な社会の基盤は、一人一人の良好な生活や健康が保証・維持・増進されることである。そのためには、人権や生命が尊重され、他者を犠牲にすることなく、権利の保障や恩恵の享受が公平であることが必要であり、これらは地域や国を超え、世代を渡って保持されることが大切である。</p> <p>例) ◆健康でいられるような食事・運動・休養・睡眠などが保証されていること ◆自他の権利を大切にすること ◆差別をすることなく、公正・公平に努めること</p>
	V 連携性	<p>持続可能な社会は、多様な主体が状況や相互関係などに応じて順応・調和し、互いに連携・協力することにより構築されること。</p> <p>持続可能な社会の構築・維持は、多様な主体の連携・協力なくしては実現しない。意見の異なる場合や利害の対立する場合などにおいても、その状況にしたがって順応したり、寛容な態度で調和を図ったりしながら、互いに協力して問題を解決していくことが大切である。</p> <p>例) ◆地域の人々が協力して、災害の防止に努めていること ◆謙虚な心を持ち、自分と異なる意見や立場を大切にすること ◆近隣の人々とのかかわりを考え、自分の生活を工夫すること</p>
	VI 責任性	<p>持続可能な社会は、多様な主体が将来像に対する責任あるビジョンを持ち、それに向かって変容・変革することにより構築されること。</p> <p>持続可能な社会を構築するためには、一人一人がその責任と義務を自覚し、他人任せにするのではなく、自ら進んで行動することが必要である。そのためには、現状を合理的・客観的に把握した上で意思決定し、望ましい将来像に対する責任あるビジョンを持つことが大切である。</p> <p>例) ◆我が国が国際社会の中で重要な役割を果たしてきたこと ◆働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと ◆家庭で自分の分担する仕事ができること</p>

注1) 【】表記は、実践事例での略号 注2) 各欄の上段が構成概念の定義、下段がその補足説明

(注3) 国立教育政策研究所 教育課程研究センター(平成24年3月)

ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)^(注4)

ESDで重視する能力・態度		キー・コンピテンシー
<p>① 批判的に考える力</p> <p>《批判》</p>	<p>合理的、客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力</p> <p>例) ○ 他者の意見や情報を、よく検討・理解して採り入れる。 × 得られたデータや考え方を鵜呑みにする。 ○ 積極的・発展的に、よりよい解決策を考える。 × 消極的、悲観的に考え、すぐに諦める。答えだけを得ようとする。</p>	相互作用的に道具を用いる。
<p>② 未来像を予測して計画を立てる力</p> <p>《未来》</p>	<p>過去や現在に基づき、あるべき未来像(ビジョン)を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力</p> <p>例) ○ 見通しや目的意識をもって計画を立てる。 × 無計画にものごとを進めたり、その場しのぎをししたりする。 ○ 他者がどのように受け取るかを想像しながら計画を立てる。 × 独り善がりにものごとを進めてしまう。</p>	
<p>③ 多面的、総合的に考える力</p> <p>《多面》</p>	<p>人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり(システム)を理解し、それらを多面的、総合的に考える力</p> <p>例) ○ 廃棄物も見方によっては資源になると捉えることができる。 × 役に立たないものは不要だと考える。 ○ 様々なものごとを関連付けて考える。 × まとまりがなく、きれぎれの見方をする。</p>	
<p>④ コミュニケーションを行う力</p> <p>《伝達》</p>	<p>自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力</p> <p>例) ○ 自分の考えをまとめて簡潔に伝えられる。 × 他者の意見の欠点ばかりを指摘し、自分の考えを言わない。 ○ 自分の考えに、他者の意見を取り入れる。 × 他者の意見を聞こうとしない。</p>	異質な集団で交流する。
<p>⑤ 他者と協力する態度</p> <p>《協力》</p>	<p>他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする態度</p> <p>例) ○ 相手の立場を考えて行動する。 × 自分のことしか考えない。 ○ 仲間を励ましながらかチームで活動する。 × 身勝手な行動、同調しない態度をとる。</p>	
<p>⑥ つながりを尊重する態度</p> <p>《関連》</p>	<p>人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度</p> <p>例) ○ 自分が様々なものごととつながっていることに関心をもつ。 × 自分のすぐ回りのものや直接関係のあることしか関心がない。 ○ いろいろなもののお陰で自分がいることを実感する。 × 自分は一人で生きていると思いつむ。</p>	自律的に活動する。
<p>⑦ 進んで参加する態度</p> <p>《参加》</p>	<p>集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を踏まえた上で、ものごとに自主的・主体的に参加しようとする態度</p> <p>例) ○ 自分の言ったことに責任を持ち、約束を守る。 × 無責任な行動ばかりで、きまりを守らない。 ○ 進んで他者のために行動する。 × 自分が得をすることしかしない。</p>	

(注4) 国立教育政策研究所 教育課程研究センター (平成 24 年 3 月)

学習指導要領との関連性

平成32年度(2020年度)までの学習指導要領						
本プログラム	ページ番号	章	節	項	号	内容
全体	1	第1章 総則		第1 教育課程編成の一般方針	2	道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や <u>環境の保全</u> に貢献し <u>未来を拓く主体性のある日本人を育成</u> するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。
全体	2	第1章 総則		第1 教育課程編成の一般方針	3	学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における <u>食育の推進</u> 並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。
全体	17	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 1 目標	(2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとかかわり度とらえ、それを地域の規模に応じて <u>環境条件</u> や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。
全体	19	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 2 内容	(2) 日本のような地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (リ) 資源・エネルギーと産業 世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、 <u>国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題</u> を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。
全体	19	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 2 内容	(2) 日本のような地域 ウ 日本の諸地域 (I) <u>環境問題や環境保全</u> を中核とした考察 <u>地域の環境問題や環境保全の取組</u> を中核として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、 <u>持続可能な社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切</u> であることなどについて考える。
全体	30	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔公民的分野〕 2 内容	(4) 私たちと国際社会の諸課題 イ よりよい社会を目指して <u>持続可能な社会</u> を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。
全体	103	第4章 総合的な学習			第3 指導計画の作成と	(5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題について

平成32年度(2020年度)までの学習指導要領						
本プログラム	ページ番号	章	節	項	号	内容
		の時間			内容の取扱い	での学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。
全体	104	第4章 総合的な学習の時間			第3 指導計画の作成と内容の取扱い	2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験 、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
表紙～2	67	第2章 各教科	第6節 美術	第2 各学年の目標及び内容	〔第1学年〕1 目標	(3) 自然の造形や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ、美術文化に対する関心を高め、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を育てる。
表紙～2	69	第2章 各教科	第6節 美術	第2 各学年の目標及び内容	〔第2学年及び第3学年〕2 内容	B 鑑賞 (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。 イ美術作品などに取り入れられている自然のよさや、自然や身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや 自然との共生 などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きについて理解すること。
2	19	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕2 内容	(2) 日本の様々な地域 ウ 日本の諸地域 (ア) 自然環境 を中核とした考察 地域の地形や気候などの 自然環境に関する特色ある事象 を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、 自然環境 が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。
2	19	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕2 内容	(2) 日本の様々な地域 ウ 日本の諸地域 (イ) 産業を中核とした考察 地域の 農業 や工業などの産業に関する特色ある事象を中核として、それを成立させている地理的諸条件と関連付け、地域に果たす産業の役割やその動向は他の事象との関連で変化するものであることなどについて考える。
2	20	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕2 内容	(2) 日本の様々な地域 ウ 日本の諸地域 (カ) 生活・文化を中核とした考察 地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として、それを 自然環境 や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える。
2～3	18	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕2 内容	(2) 日本の様々な地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (ア) 自然環境 世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、 日本の自然環境に関する特色 を大観させる。

平成32年度(2020年度)までの学習指導要領						
本プログラム	ページ番号	章	節	項	号	内容
2、4	100	第3章 道徳		第2内 容		3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。 (1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。 (2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。
3	18	第2章 各教科	第2節 社会	第2各 分野の 目標及 び内容	〔地理的 分野〕 2 内容	(2) 日本の様々な地域 イ 世界と比べた日本の地域的特色 (4) 人口 世界的視野から日本の人口と人口密度、 <u>少子高齢化の課題</u> を理解させるとともに、国内の人口分布、過疎・過密問題を取り上げ、日本の人口に関する特色を大観させる。
3	29	第2章 各教科	第2節 社会	第2各 分野の 目標及 び内容	〔公民的 分野〕 2 内容	(1) 私たちと現代社会 ア 私たちが生きる現代社会と文化 現代日本の特色として <u>少子高齢化</u> 、情報化、グローバル化などがみられることを理解させるとともに、それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていることに気付かせる。また、現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる。
4	44	第2章 各教科	第4節 理科	第1目 標		<u>自然の事物・現象</u> に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに <u>自然の事物・現象</u> についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。
4	52	第2章 各教科	第4節 理科	第2各 分野の 目標及 び内容	〔第2分 野〕 1 目標	(1) 生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に進んでかかわり、その中に問題を見だし意欲的に探究する活動を通して、 <u>多様性</u> や規則性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる。 (4) 生物とそれを取り巻く自然の事物・現象を調べる活動を行い、これらの活動を通して生命を尊重し、 <u>自然環境の保全に寄与する態度</u> を育て、自然を総合的に見るができるようにする。
4	53	第2章 各教科	第4節 理科	第2各 分野の 目標及 び内容	〔第2分 野〕 2 内容	(1) 植物の生活と種類 (4) 葉・茎・根のつくりと働き いろいろな植物の葉、茎、根のつくりの観察を行い、その観察記録に基づいて、葉、茎、根のつくりの基本的な特徴を見いだすとともに、それらを <u>光合成</u> 、呼吸、蒸散に関する実験結果と関連付けてとらえること。
4	56	第2章 各教科	第4節 理科	第2各 分野の 目標及 び内容	〔第2分 野〕 2 内容	(7) 自然と人間 ア生物と環境 (ア) 自然界のつり合い 微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けてとらえるとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだすこと。 (4) 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ、様々な要因が <u>自然界のつり合い</u> に影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。
4	59	第2章 各教科	第4節 理科	第2各 分野の 目標及	〔第2分 野〕 3 内容	(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの(ア)については、 <u>生態系における生産者、消費者及び分解者の関連</u> を扱うこと。その際、土壌動物にも触れること。

平成32年度(2020年度)までの学習指導要領						
本プログラム	ページ番号	章	節	項	号	内容
				び内容	の取扱い	
4	60	第2章各教科	第4節理科	第2各分野の目標及び内容	〔第2分野〕 第3指導計画の作成と内容の取扱い	2 各分野の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。 (1) 観察、実験、野外観察を重視するとともに、 地域の環境 や学校の実態を生かし、自然の事物・現象を科学的に探究する能力の基礎と態度の育成及び基本的な概念の形成が段階的に無理なく行えるようにすること。 (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度 が育成されるようにすること。 (3) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などと関係していることにも触れること。
4～5	58	第2章各教科	第4節理科	第2各分野の目標及び内容	〔第2分野〕 3 内容の取扱い	(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。 アイの(ア)については、気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結にかかわりがあることを扱うこと。また、 水の循環 も扱うこと。
5、6	89	第2章各教科	第8節技術・家庭	第2各分野の目標及び内容	〔家庭分野〕 2 内容	D 身近な消費生活と環境 (2) 家庭生活と環境 について、次の事項を指導する。 ア自分や家族の消費生活が 環境に与える影響 について考え、 環境に配慮 した消費生活について工夫し、実践できること。
5～7	82	第2章各教科	第7節保健体育	第2各分野の目標及び内容	〔保健分野〕 2 内容	(2) 健康と環境 について理解できるようにする。ア 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。イ 飲料水や空気は、健康と密接なかわりがあること。また、飲料水や空気を衛生的に保つには、基準に適合するよう管理する必要があること。ウ 人間の生活によって生じた廃棄物は、 環境の保全 に十分配慮し、 環境を汚染しない ように衛生的に処理する必要があること。
6	88	第2章各教科	第7節保健体育	第2各分野の目標及び内容	〔家庭分野〕 2 内容	B 食生活と自立 (3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。 イ 地域の食材を生かす などの調理を通して、地域の食文化について理解すること。 ウ 食生活に関心を持ち、課題をもって日常食又は 地域の食材を生かした調理 などの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。
6	89	第2章各教科	第8節技術・家庭	第2各分野の目標及び内容	〔家庭分野〕 3 内容の取扱い	(2) 内容の「B 食生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ(3)のアについては、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること。(3)のイについては、調理実習を中心とし、主として 地域又は季節の食材を利用することの意義 について扱うこと。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。
7	17	第2章各教科	第2節社会	第2各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 2 内容	(1) 世界の様々な地域 イ 世界各地の人々の生活と環境 世界各地における人々の生活の様子とその変容について、自然及び社会的条件と関連付けて考察させ、 世界の人々の生活や環境の多様性 を理解させる。

平成32年度(2020年度)までの学習指導要領						
本プログラム	ページ番号	章	節	項	号	内容
7	29	第2章 各教科	第2節 社会	第2各 分野の 目標及 び内容	〔公民的 分野〕 2 内容	(2) 私たちと経済 イ 国民の生活と政府の役割 国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、 公害の防止など環境の保全 、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。
7	30	第2章 各教科	第2節 社会	第2各 分野の 目標及 び内容	〔公民的 分野〕 2 内容	(4) 私たちと国際社会の諸課題 ア 世界平和と人類の福祉の増大 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、 地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題 の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる。

平成33年度(2021年度)までの学習指導要領						
本プログラム	ページ番号	章	節	項	号	内容
全体	17	前文				4 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、 持続可能な社会の創り手 となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するの、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。
全体	19	第1章 総則		第1 中学 校教育の 基本と教 育課程の 役割	2	(2) 道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と 生命に対する畏敬の念 を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心もち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や 環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人 の育成に資することとなるよう特に留意すること。

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領				
	ページ 番号	章	節	項 号	内容
全体	20	第1章 総則		第1 中学校教育の基本と教育課程の役割 3	2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え 持続可能な社会の創り手 となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。 (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。 (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。 (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。
全体	24	第1章 総則		第3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (5) 生徒が生命の有限性や 自然の大切さ 、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
全体	37	第2章 各教科	第1節 国語	第2 各学年の目標及び内容 〔第3学年〕 2 内容	〔思考力、判断力、表現力等〕 C 読むこと (1) 読むことに関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 E 文章を読んで考えを広げたり深めたりして、人間、社会、 自然 などについて、自分の意見をもつこと。
全体	41	第2章 各教科	第2節 社会	第1 目標	社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、 グローバル化 する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。
全体	41	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容 〔地理的分野〕1 目標	社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、 グローバル化 する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。(1) 我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。(2) 地理に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、位置や分布、場所、 人間と自然環境との相互依存関係 、空間的相互依存作用、地域などに着目して、多面的・多角的に考察したり、地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
全体	44	第2章 各教科	第2節 社会	第2 各分野の目標及び内容 〔地理的分野〕 2 内容	C 日本の様々な地域 (2)日本の地域的特色と地域区分 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導す

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領					
	ページ 番号	章	節	項	号	内容
						る。 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の 自然環境 に関する特色を理解すること。 (イ) 少子高齢化 の課題、国内の人口分布や過疎・過密問題などを基に、日本の人口に関する特色を理解すること。 (ウ) 日本の資源・エネルギー利用の現状、国内の産業の動向、 環境やエネルギー に関する課題などを基に、日本の 資源・エネルギーと産業 に関する特色を理解すること。 (エ) 国内や日本と世界との交通・通信網の整備状況、これを活用した陸上、海上輸送などの物流や人の往来などを基に、国内各地の結び付きや 日本と世界との結び付き の特色を理解すること。 (オ) ①から④までの項目に基づく地域区分を踏まえ、我が国の国土の特色を大観し理解すること。
全体	44	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 2 内容	C 日本の様々な地域 (3) 日本の諸地域 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。 ① 自然環境 を中核とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方 ③ 産業を中核とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方
全体	45	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 2 内容	C 日本の様々な地域 (4) 地域の在り方 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、 持続可能性 などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。
全体	47	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の目標及び内容	〔地理的分野〕 3 内容の取扱い	(5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。 ウ (3)については、次のとおり取り扱うものとする。 (ウ) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の 持続可能な社会づくり を踏まえた視点に留意すること。
全体	56	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の目標及び内容	〔歴史的分野〕3 内容の取扱い	(4) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。イまた、民族や宗教をめぐる対立や 地球環境問題への対応 などを取り扱い、これまでの学習と関わらせて考察、構想させるようにすること。

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領				
	ページ 番号	章	節	項 号	内容
全体	57	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の 目標及び内容 〔公民的分野〕 1 目標	現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、 グローバル化 する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。
全体	57	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の 目標及び内容 〔公民的分野〕 2 内容	A 私たちと現代社会 (1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色 位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 現代日本の特色として 少子高齢化 、情報化、 グローバル化 などが見られることについて理解すること。 (イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 少子高齢化 、情報化、 グローバル化 などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。
全体	60	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の 目標及び内容 〔公民的分野〕 2 内容	D 私たちと国際社会の諸課題 (2) よりよい社会を目指して 持続可能な社会 を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を多面的・多角的に考察、構想し、自分の考えを説明、論述すること。
全体	85	第2章 各教科	第4節 理科	第2各分野の 目標及び内容 〔第1分野〕 2 内容	(7) 科学技術と人間 科学技術と人間との関わりについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。 イ 自然環境の保全 と科学技術の利用 ⑦ 自然環境の保全 と科学技術の利用 自然環境の保全 と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、 持続可能な社会 をつくることが重要であることを認識すること。
全体	88	第2章 各教科	第4節 理科	第2各分野の 目標及び内容 〔第2分野〕 1 目標	(3) 生命や地球に関する事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度と、生命を尊重し、 自然環境の保全 に寄与する態度を養うとともに、自然を総合的に見ることができるようになる。
全体	93	第2章 各教科	第4節 理科	第2各分野の 目標及び内容 〔第2分野〕2 内容	(7) 自然と人間 自然環境 を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、 自然環境 を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 生物と環境 ⑦ 自然界のつり合い 微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領					
	ページ 番号	章	節	項	号	内容
						物を栄養の面から相互に関連付けて理解するとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだして理解すること。 ① 自然環境の調査と環境保全 身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。 ② 地域の自然災害 地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。 (イ) 自然環境の保全と科学技術の利用 ⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、 持続可能な社会 をつくるのが重要であることを認識すること。 イ 身近な 自然環境 や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、 自然環境の保全と科学技術の利用の在り方 について、科学的に考察して判断すること。
全体	97	第2章 各教科	第4節 理科	第3 指導 計画の作 成と内容 の取扱い		1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (2) 各学年においては、年間を通じて、各分野におよそ同程度の授業時数を配当すること。その際、各分野間及び各項目間の関連を十分考慮して、各分野の特徴的な見方・考え方を総合的に働かせ、 自然の事物・現象 を科学的に探究するために必要な資質・能力を養うことができるようにすること。
全体	97	第2章 各教科	第4節 理科	第3 指導 計画の作 成と内容 の取扱い		2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 観察、実験、野外観察を重視するとともに、 地域の環境 や学校の実態を生かし、 自然の事物・現象 についての基本的な概念の形成及び科学的に探究する力と態度の育成が段階的に無理なく行えるようにすること。 (2) 生命を尊重し、 自然環境の保全 に寄与する態度を養うようにすること。
全体	111	第2章 各教科	第6節 美術	第2 各学 年の目標 及び内容	[第2学年 及び第3 学年] 2 内 容	B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。 イ 生活や社会の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を深める活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 身近な環境 の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、 安らぎや自然との共生 などの視点から生活や社会を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を深めること。
全体	132	第2章 各教科	第8節 技術・家 庭	第1 目標		生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や 持続可能な社会の構築 に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 生活と技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。(2) 生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、表現する

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領					
	ページ 番号	章	節	項	号	内容
						など、課題を解決する力を養う。(3) よりよい生活の実現や 持続可能な社会の構築 に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。
全体	132	第2章 各教科	第8節 技術・家庭	第2各分野 の目標 及び内容	〔技術分野〕 1 目標	1 目標 技術の見方・考え方を働かせ、ものづくりなどの技術に関する実践的・体験的な活動を通して、技術によってよりよい生活や 持続可能な社会 を構築する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 生活や社会で利用されている材料、加工、生物育成、エネルギー変換及び情報の技術についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付け、技術と生活や社会、環境との関わりについて理解を深める。 (2) 生活や社会の中から技術に関わる問題を見いだし、課題を設定し、解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善するなど、課題を解決する力を養う。 (3) よりよい生活の実現や 持続可能な社会の構築 に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を養う。
全体	133	第2章 各教科	第8節 技術・家庭	第2各分野 の目標 及び内容	〔技術分野〕 2 内容	(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。
全体	134	第2章 各教科	第8節 技術・家庭	第2各分野 の目標 及び内容	〔技術分野〕 2 内容	(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。
全体	135	第2章 各教科	第8節 技術・家庭	第2各分野 の目標 及び内容	〔技術分野〕 3 内容の 取扱い	(5) 各内容における(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ イでは、社会からの要求、安全性、 環境負荷 や経済性などに着目し、技術が最適化されてきたことに気付かせること。
全体	136	第2章 各教科	第8節 技術・家庭	第2各分野 の目標 及び内容	〔家庭分野〕 1 目標	生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 家族・家庭の機能について理解を深め、家族・家庭、衣食住、 消費や環境 などについて、生活の自立に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
全体	140	第2章 各教科	第8節 技術・家庭	第2各分野 の目標 及び内容	〔家庭分野〕 3 内容の 取扱い	(2) 内容の「A 家族・家庭生活」については、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)のアについては、家族・家庭の基本的な機能がAからCまでの各内容に関わっていることや、家族・家庭や地域における様々な問題について、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承、 持続可能な社会の構築 等を視点として考え、解決に向けて工夫することが大切であることに気付かせるようにすること。
全体	142	第2章	第8節	第3 指導		1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するも

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領					
	ページ 番号	章	節	項	号	内容
		各教科	技術・家庭	計画の作成と内容の取扱い		のとする。(4) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。その際、生徒や学校、地域の実態を的確に捉え、指導の効果を高めるようにすること。また、小学校における学習を踏まえるとともに、高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導ができるようにすること。さらに、 持続可能な開発のための教育 を推進する視点から他教科等との連携も図ること。
全体	156	第3章 特別の科 道徳			第2 内容	D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。 [自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。 [感動、畏敬の念] 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。 [よりよく生きる喜び] 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。
全体	157	第3章 特別の科 道徳		第3 指導計画の作成と内容の取扱い		2 第2の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や 社会の持続可能な発展 などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
全体	157	第3章 特別の科 道徳		第3 指導計画の作成と内容の取扱い		3 教材については、次の事項に留意するものとする。 (1) 生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること。特に、生命の尊厳、社会参画、 自然 、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし、生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。
全体	160	第4章 総合的な学習の時間		第2 各学校において定める目標及び内容	3 各学校において定める目標及び内容の取扱い	(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、 環境 、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。
2	107	第2章 各教科	第6節 美術	第2 各学年の目標及び内容	(第1学年) 1 目標	(2) 自然の造形 や美術作品などの造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、機能性と美しさとの調和、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領					内容
	ページ 番号	章	節	項	号	
						想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を広げたりすることができるようにする。
2	108	第2章 各教科	第6節 美術	第2各学 年の目標 及び内容	〔第1学 年〕 2内容	B 鑑賞 (1) 鑑賞の活動を通して、次のとおり鑑賞に関する資質・能力を育成する。 イ 生活の中の美術の働きや美術文化についての見方や感じ方を広げる活動を通して、鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ア) 身の回りにある 自然物 や人工物の形や色彩、材料などの造形的な美しさなどを感じ取り、生活を美しく豊かにする美術の働きについて考えるなどして、見方や感じ方を広げること。
4	95	第2章 各教科	第4節 理科	第2各分 野の目標 及び内容	〔第2分 野〕3内 容の取扱 い	(5) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ アの(イ)の②については、 光合成 における 葉緑体 の働きにも触れること。また、葉、茎、根の働きを相互に関連付けて扱うこと。
4	96	第2章 各教科	第4節 理科	第2各分 野の目標 及び内容	〔第2分 野〕 3内容の 取扱い	(9) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アの(ア)の②については、 生態系 における生産者と消費者との関係を扱うこと。また、分解者の働きについても扱うこと。その際、土壌動物にも触れること。 イ アの(ア)の③については、生物や大気、水などの 自然環境 を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、 気候変動 や外来生物にも触れること。
5	128	第2章 各教科	第7節 保健体 育	第2各学 年の目標 及び内容	〔保健分 野〕 2内容	(4) 健康と環境について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 健康と環境について理解を深めること。 (ウ) 人間の生活によって生じた廃棄物は、 環境の保全 に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。 イ 健康と環境に関する情報から課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。
5~6	58	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分 野の目標 及び内容	〔公民的 分野〕 2内容	B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。 (イ) 市場経済の基本的な考え方について理解すること。その際、市場における価格の決め方や資源の配分について理解すること。 (ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。 (エ) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神について理解すること。
5~6	139	第2章 各教科	第8節 技術・家 庭	第2各分 野の目標 及び内容	〔家庭分 野〕 2内容	C 消費生活・環境 次の(1)から(3)までの項目について、課題をもって、 持続可能な社会の構築 に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

本プログラム ページ 番号	平成33年度(2021年度)までの学習指導要領					内容
	ページ 番号	章	節	項	号	
						<p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p> <p>(3) 消費生活・環境についての課題と実践</p> <p>ア 自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。</p>
7	62	第2章 各教科	第2節 社会	第2各分野の目標 及び内容	〔公民的分野〕 3 内容の取扱い	<p>(5) 内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アのアの「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であること¹の理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。また、「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。</p>

発行：茨城県（環境政策課）

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-2933 FAX：029-301-2949

eメール：kansei1@pref.ibaraki.lg.jp

ウェブサイト：www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kansei